

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年10月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第49号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号列記以外の部分中「、通勤手当」を削り、同項第2号中「通勤手当、」を削り、同条第6項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「、通勤手当」を削る。

第17条の見出しを「(指定区間)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「又は地域」を削り、「指定地域等」を「指定区間」に、「次の各号に掲げる区間及び地域」を「住居から勤務公署までの距離が2キロメートル未満である職員の通勤区間(住居から勤務公署までの区間をいう。)」に、「の区間及び地域」を「の区間」に改め、同項各号及び同条第2項を削り、同条第3項中「あり、」の右に「交通機関若しくは有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用し、又は」を加え、「前2項」を「前項」に、「当該交通の用具」を「当該交通機関等を利用し、又は交通の用具」に、「指定地域等」を「指定区間」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」及び「し、第1項第5号に規定する「旧市電停留所と接する駅又は停留所」には、旧市電停留所と接していないが、旧市電停留所から500メートル以内にある駅又は停留所のうち、最も近いものを含むものと」を削り、同項を同条第3項とする。

第17条の2各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 条例第9条第1項第3号に掲げる職員(前条第2項に規定する職員以外

の職員であって、その利用する交通機関等を徒歩により通勤することを通例とする距離内においてのみ利用しているものを除く。)のうち、第20条に規定する交通の用具の使用距離が片道1キロメートル以上である職員及び同条に規定する交通の用具の使用距離が片道1キロメートル未満である職員で当該交通の用具を使用しなければ通勤することが著しく困難であるもの 条例第9条第2項第1号及び第2号に掲げる額(同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び同項第2号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間(条例第9条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

第17条の2第2号中「運賃等相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当が支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。))」に改め、同条第3号中「運賃等相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額等」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第2号中「運賃等」を「運賃若しくは料金(以下「運賃等」という。))」に改め、同条第3項中「準ずる」を「準じる」に、「月額」を「額」に改め、同条第4項中「月額」を「額」に改める。

第18条の2第1項本文中「(その月に職員となった者については、職員となった日)」を削り、同項ただし書中「その届出が」を「第18条第1項の規定による届出が」に、「を受理した」を「のあった」に改め、同条第2項前段中「月額」を「額」に改め、「(その月に職員となった者については、職員となった日)」を削り、同項後段中「前段」を「この項前段」に改め、同条第3項中「月額」を「額」に改め、同条第4項中「通勤手当」の右に「の支給」を

加え、「の翌月」を削り、「その月」の右に「の前月」を加え、「以後は、支給しない」を「をもって終わる」に改め、同条第5項中「月の」を「支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の」に、「その月分の」を「当該支給単位期間等に係る」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

(支給日等)

第18条の2 通勤手当は、支給単位期間（第2項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は同項各号列記以外の部分に規定する期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の翌月の第14条第1項に規定する給料の支給期日（同条第2項の規定によりその支給期日後に給料を支給する場合には当該支給する日、同条第3項の規定によりその支給期日を繰り上げる場合には当該繰り上げる日。以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに前条第1項の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に通勤手当を支給することができないときは、支給日後にこれを支給することができる。

2 条例第9条第3項に規定する別に定める通勤手当は、次に掲げる通勤手当とし、同項に規定する別に定める期間は、当該通勤手当が支給される職員に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第9条第2項第1号に掲げる額の通勤手当を支給される場合（次号の場合を除く。）において、

1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときの当該通勤手当

(2) 職員が条例第9条第2項第1号及び第2号に掲げる額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に掲げる額の

合計額が55,000円を超えるときの当該通勤手当

第18条の3の次に次の3条を加える。

(返納の事由及び額等)

第18条の4 条例第9条第4項に規定する別に定める事由は、通勤手当（支給単位期間が1箇月であるものを除く。）が支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第9条第1項各号に掲げる職員でなくなったとき。
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定されることとなったとき。
- (3) 出張、休暇その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなったとき。

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第9条第4項に規定する別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第17条の2第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第9条第2項第2号に掲げる額の合計額。以下同じ。）が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の通勤手当の額の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者が利用するすべての交通機関等）につき、同項第1号又は第3号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、それらの事由が生じなかつたとすれば使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、別に定める月（以下「事由発生月」という。）の末日に受けたものとして得ることができる額（以下「払戻金相当額」という。）

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げ

る場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

イ 第18条の2第2項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項に規定する支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び別に定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

3 条例第9条第4項の規定により職員に前項各号に掲げる額を返納させるときは、当該職員の給与から当該額を差し引くことがある。

（支給単位期間）

第18条の5 条例第9条第5項に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等
当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間
- (2) 前号の交通機関等以外の交通機関等 1箇月

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる交通機関等を利用する職員について、同号に掲げる期間に係る最後の月の前月以前の月に属する日に、法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行すること、勤務態様の変更により通勤のために負担する運賃等の額に変更があることその他の事由が生じることが同号に掲げる期間

に係る最初の月の初日において明らかである場合は、当該最初の月から当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定に準じて当該交通機関等に係る支給単位期間を定めることがある。

第18条の6 支給単位期間は、第18条の3第1項の規定により通勤手当の支給を開始する月、同条第2項の規定により通勤手当の額を増額する月又は同条第3項の規定により通勤手当の額を減額する月から開始する。

2 出張、休暇その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなったときは、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第19条第3項各号列記以外の部分中「の各号」及び「の合計額」を削り、同項第1号中「発行している」を「使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる」に改め、「（一般乗合旅客自動車を除く。）」を削り、「1箇月の」を「支給単位期間と同一の期間である」に改め、「（価額の異なる定期券があるときは、最も低い定期券の価額。以下「定期券価額」という。）」を削り、同項第2号中「前号に掲げる」を「前号の」に改め、「（一般乗合旅客自動車を利用する区間で、当該区間について定期券を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められるものについては、当該区間に係る定期券価額）」を削る。

第19条の2第1項中「45,000円」を「55,000円」に改め、「、「5,000円」とあるのは「5,000円（その月の通勤回数が21回未満の職員については、5,000円にその月の通勤回数を21で除して得た数を乗じて得た額）」と」を削る。

第20条の7を第20条の8とし、第20条の2から第20条の6までを1条ずつ繰り下げ、第20条の次に次の1条を加える。

（通勤手当に関する補則）

第20条の2 第17条から第20条までに定めるもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年10月分の通勤手当については、この規則による改正前の京都市職員給与条例施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第19条第3項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる額の合計額」とあるのは「第2号に掲げる額」と、同項第2号中「前号に掲げる交通機関等以外の交通機関等を利用する区間については、当該区間」とあるのは「交通機関等を利用する区間」と、「切り上げた額」（一般乗合旅客自動車を利用する区間で、当該区間について定期券を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められるものについては、当該区間に係る定期券価額）」とあるのは「切り上げた額」とする。

(総務局人事部給与課)